# 令和5年9月定例会 文教委員会の概要

日時 令和5年10月6日(金) 開会 午前10時 4分

閉会 午前11時50分

場所 第8委員会室

出席委員 鈴木正人委員長

宮崎吾一副委員長

須賀昭夫委員、東山徹委員、浅井明委員、新井豪委員、岡地優委員、

町田皇介委員、萩原一寿委員、平松大佑委員、山崎すなお委員

欠席委員 なし

説明者 日吉亨教育長、石井貴司副教育長、

古垣玲教育総務部長、青木孝夫県立学校部長、依田英樹高校改革統括監、

石井宏明市町村支援部長、案浦久仁子教育総務部副部長兼総務課長、

中沢政人教育政策課長、井澤清典財務課長、高津導教職員課長、

南雲世匡福利課長、角坂清博県立学校人事課長、杉田和明高校教育指導課長、

廣川佳之魅力ある高校づくり課長、山崎高延ICT教育推進課長、

小西康雄生徒指導課長、松中直司県立学校部参事兼保健体育課長、

橋本晋一特別支援教育課長、岡島満小中学校人事課長、

高田淳子義務教育指導課長、無川禎久教職員採用課長、

佐藤直樹生涯学習推進課長、松本光司文化資源課長、平野雄三人権教育課長

# 会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

なし

2 請願

なし

### 所管事務調査

- 1 埼玉県男女共同参画苦情処理委員による勧告について
- 2 戸田市中学校傷害事件後の被害教職員と各学校への対応について

### 報告事項

新埼玉県立図書館基本構想の策定について

# 【所管事務に関する質問(埼玉県男女共同参画苦情処理委員による勧告について)】 浅井委員

埼玉県男女共同参画苦情処理委員から令和5年8月30日に県教育委員会に出された県立高校の共学化を求める勧告についてである。このことは9月1日付けの埼玉新聞にも掲載されており、弁護士等3人で組織される苦情処理委員が昨年8月から調査し、今回の勧告に至ったとのことであったが、本県の県立高校の共学化については、平成12年と平成13年にも同様の苦情申出があった。苦情処理委員では、平成14年に県立高校の共学化を勧告したが、一律共学化に反対する署名が約270,000人分知事に提出され、平成15年に県教育委員会が共学化を見送った経緯がある。今回の勧告を受け、日吉教育長は十分検討するとのコメントを発表しているが、まず県民の声を広く聞くべきではないかと思う。特に、少なくとも別学高校の在校生、保護者、職員、OBや、これから受験をするという学生、その保護者に対して、「別学でよい」、「どちらでもよい」、「どちらかといえば共学がよい」、「共学がよい」のようなアンケートを実施するべきだと思う。県民の声を聞かずに、苦情を申し出た県民個人と苦情処理委員3人の見解のみで県立高校の一律共学化を決めるのは民主的ではないと思うが、執行部の見解はどうか。

# 県立学校人事課長

関係する方々の意見を丁寧に伺う必要があると考えている。具体的な方法については、 今後検討していく。

### 浅井委員

先ほど「民主的」という言葉を使ったが、手順と手続について十分な議論をして進めることが大事だと思う。今後、検討していくということは誠によいと思うが、検討の内容は 具体的にどのようなものか。

### 県立学校人事課長

関係する方々の対象と、どういった形で意見を聴取した方が効果的かという点について 現在検討している。

### 浅井委員

会議なども行われると思うが、傍聴はできるのか。

#### 県立学校人事課長

検討しているところである。教育局で責任を持って検討していく。

# 【所管事務に関する質問(戸田市中学校傷害事件後の被害教職員と各学校への対応について)】

### 新井委員

本年3月に発生した、戸田市内の中学校に刃物を持った少年が侵入し、取り押さえようとした教員が切り付けられて重傷を負った事件において、命がけで生徒を守った教職員への補償や支援等に関する行政、教育委員会の対応、そして事件後の各学校への対応につい

て何点か質問する。

- 1 この教諭に対する行政又は教育委員会の対応については6月定例会における白根大輔議員による一般質問、そしてその後の新聞報道等で取り上げられているが、一般質問での答弁と、新聞報道にある当該の教諭の証言に食い違いが見られる。一般質問では「本人から様々な相談があり、戸田市教育委員会と連携しながら複数回にわたり公務災害補償制度についての詳細な説明や手続のサポートを行ってきた」との答弁があったが、教諭は「十分な情報や説明が得られず、自ら調べなければならなかった」と証言している。特に、示談より先に公務災害の基金から補償される補償先行という仕組みについての説明や、基金に示談の相談が必要だという説明もなかった」と証言している。制度について説明がされなかったのか、実際にできなかったのか、又は事実と違うのか、この見解について伺う。
- 2 この教諭を更に困惑させたのは「労災の対象は症状が固定するまでの治療費で、それ以外は民事。自分で加害者との示談交渉をしてもらうしかない」という教育委員会からの説明とその事実であった。また、事件後の療養補償手続の複雑さに困感したとのことである。教育委員会又は行政機関として、その申請手続や示談交渉、また、教諭の心のケアについて何らかの支援を行ったのか。
- 3 先ほどお話しした議会の答弁において「戸田市教育委員会と連携をとりながら」とあったが、どのような連携を図ったのか。
- 4 今回の事件後の対応についてどのような課題や反省があったのか。その課題や反省を 踏まえ、今後同様な事件が発生した場合、被害者をどうフォローしていくのか。

今回の事件を受けて、教育委員会では県立学校版防犯マニュアルを作成し、各学校と市町村の教育委員会に送付したと伺った。また、県民生活部から犯罪被害者への適切な配慮を徹底し、今後教職員が被害を受けた場合はどこに相談すれば良いかを周知したと伺った。さらに、教育局から市町村の教育委員会宛てに、公務・通勤災害の予防、及び迅速な事務処理について通知し、また、被災した場合の職員向けに、補償の速やかな求償と、第三者加害事案、つまり相手がいるアクシデントに対しての物的損害や精神的損害が補償対象外であることを改めて周知したと伺っている。それらの対応についても何点か伺う。

- 5 県によって作成された防犯マニュアルはあくまでも参考資料であって、各学校がそれ ぞれの環境や事情に合わせて独自で防犯マニュアルを作成するべきだと思う。各学校の マニュアル作成の進捗管理をどう行っていくのか。
- 6 例えば、特別支援学校・学級などにおいては特別な配慮が必要だと思われる。又は、 地域事情によって特殊なマニュアルになることも有り得るのではないかと思う。教育局 として個別に相談を行っているのか。
- 7 犯罪被害者等への適切な配慮や相談窓口の周知についての通知により、教職員も制度 について改めて理解したと思うが、実際に事件が発生した場合には、改めて被害者とな った職員に丁寧な対応が必要であると思う。どのように対応するのか。また、対応する のであれば、どのような職員が担当するのか。

### 教職員課長

1 まず最初に、所属する学校の校長から当該教員に対して説明を行った。しかし、今回 の事件のように第三者の行為が原因となって生じた公務上の災害である第三者加害事案 の事例は少なく、今回、説明すべき立場の校長の知識が十分ではなかったこともあり、 第三者加害事案及びそれに伴う補償先行についての説明はできなかった。その後、当該 教員から県教育委員会に、「これまでの学校からの説明では、煩雑で複雑な公務災害補 償制度についてよく分からないので、県の担当者から直接説明を聞きたい」という要望があり、令和5年3月30日に県教育委員会と戸田市教育委員会の職員が、当該教員の勤務する中学校に出向いて説明を行った。その際には、当該教員の主に関心のあった、障害が残った時の障害補償制度については丁寧に説明を行ったが、第三者加害事案や補償先行についての説明までは求められなったこともあり、その点に関する説明は行っていなかった。その後、当該教員から、3月の入院に続いて2回目の再入院中の令和5年4月11日から19日までの間に、「第三者加害事案について自分で調べたけれども、県教育委員会の担当者から細かい説明を聞きたい」という要望を受けて、令和5年5月18日に中学校に出向いて県教育委員会の職員が説明を行った。その際には、併せて、示談より先に地方公務員災害補償基金から治療に要した費用が補償される補償先行についても説明した。

- 2 公務災害補償の申請手続等は作成する書類も多く、非常に複雑であるため、申請に必要な書類については、記載が必要な項目が一目で分かるようにマーカーを引いたり、記入する際の注意事項や留意点をメモした付箋を書類に貼ったりして、申請手続に必要な書類の作成を支援した。また、加害者と示談交渉をするに当たり、当該教員から「示談内容について確認してほしい」という相談を受けて、示談内容の確認も行った。
- 3 当該教員の状況については、戸田市教育委員会と常に情報を共有するとともに、県教育委員会と戸田市教育委員会の双方で、できることについて相談しながら、それに応じて戸田市教育委員会と連携して学校を訪問し、当該教員に対して説明を行うほか、公務災害補償制度についての問合せに限らず、困り事などについても話を伺うなど、対応してきた。

### 小中学校人事課長

- 2 当該教員の心のケアに関しては、県教育委員会と市教育委員会が連携して取り組んできたところであり、当該教員が在籍する戸田市教育委員会の教育長が学校に伺い、当該教員と十分な時間をとって直接面会するなどの対応を行ってきた。また、県教育委員会では、被害に遭われた当該教員について、まずは、戸田市を所管する南部教育事務所の幹部職員が直接面会をし、お見舞いを申し上げた。その後も、先ほどの教職員課長からの答弁のとおり、直接担当が学校に伺い、説明する機会があったので、当該教員に対して、けがの具合や困り事、本人が必要としていることについて伺う中で、「心配なことがあれば、直接電話で相談を受ける」ということを本人にお伝えし、配慮を行ってきた。
- 4 当初の学校からの説明において、公務災害補償制度の説明が十分でなかったこと、その後の県からの説明においても、第三者加害事案に関連する一連の説明ができなかったことは課題であると考えている。こういったことにより、結果的に本人が望んでいた支援や対応について十分とは言えず、もっと本人の立場に立って対応すべきだったと反省している。また、事件発生後の当該教員とのやり取りの中で、当該教員が知りたかった情報は、「犯罪被害に遭った場合に、必要な法的な相談を、どこに行って、どのようにすればよいか」ということであったが、これについて、教育委員会内だけで対応できることしか当時考えが至らず、その結果、犯罪被害者支援に係る相談窓口をこの時に案内できなかったことは課題だと受け止めている。関係する部局とも連携し、県として本人に寄り添った支援、何かできる支援はないかという視点で検討すべきだったと反省している。このような課題や反省を踏まえ、新たに公務災害における第三者加害事案に特化した資料を作成し、市町村教育委員会を通して既に学校に通知した。また、8月には、同様の事件が発生した場合の犯罪被害者支援に係る相談窓口についても、市町村教育委員会を通じて小・中学校に通知した。今後、万が一、同様の事件が発生した場合、被害

に遭われた教職員をどうフォローしていくかについては、初動の段階で被害に遭われた 教職員の立場に立って、しっかり寄り添っていくことが大切だと考えている。市町村教 育委員会と一緒に対応し、まず本人の困っていること、本人にとって必要なことをしっ かりと把握した上で、県と市町村、また、それぞれの担当課と関係課、さらには広く他 部局とも十分に連携し、県や市町村ができる支援について、漏れなく確実に行っていく。

# 県立学校部参事兼保健体育課長

- 5 全ての学校は、自校の実態に即した危機管理マニュアルを作成しており、毎年見直しすることでマニュアルの実効性を高めている。今回、県が不審者侵入時の対応のポイントを示した防犯マニュアルを作成した。このことから、各学校において、これを踏まえた改訂をすることが必要となる。そのため、今回の不審者侵入時の対応に関する各学校のマニュアルの改訂状況について調査し、全ての学校で改訂がされるよう進捗を管理していく。
- 6 特別支援学校など、学校の実情に応じてマニュアルの内容を検討する必要が生じる場合がある。例えば、ろう学校では、音声のみでの避難や誘導の指示を認識することが困難であったり、盲学校では、単独での素早い避難行動が困難であるなど、児童生徒の状況に応じた対応が必要になることがある。そういったことから、県教育局では、各学校からの問合せや相談に対して個別に対応し、学校の実情に応じた助言を行っている。今回の不審者事件を受けたマニュアルの改訂についても、相談があった場合には学校の実情を丁寧に聞き取り、県警察等とも連携し、状況にあった適切な対応がされるよう助言をしていく。

### 小中学校人事課長

7 このような事案は決してあってはならないことだと強く思っているが、昨今の社会情勢を考えると、いつこのような事件が起こるか分からない状況だと思う。県としても、常に危機意識を持つことが大切だと認識している。生徒の安心や安全を守るとともに、教職員の安心や安全を守ることも当然必要だと考えている。万が一、事件が発生した場合には、被害に遭われた教職員に対して丁寧な対応を行うため、初動から学校だけに対応を任せるのではなく、県の小中学校人事課が窓口となり、市町村教育委員会や県の関係課と緊密に連携しながら、対応していく。その際には、関連する制度等に詳しい担当職員を中心に対応するが、本人の困っていること、必要なことを把握し、関係部署と共有して、どのような支援ができるか検討した上で必要な支援をチームとして行っていく。

### 新井委員

- 1 当該教員に対する心のケアということで、最初にまず教育長が伺ったとのことだが、 教育長が行って面会したところでプレッシャーになるだけで、全然心のケアになるとは 思わない。事件発生当時、実は重傷を負ったこの教員だけでなく、事件を目の当たりに し、それこそサポートに入って教員を助けようとした、生徒を守ろうとした周りの教職 員みんなが、そういう凄惨な現場を見て、多くの教職員が大きな精神的被害を受けたと 聞いている。本人だけではなく、周りの教職員へのケアはどうなっているのか現状を伺 う。
- 2 実際に事件が発生した場合に、被害職員に対応する担当者について、教育局でない専門家の方もいると思うが、先ほどの答弁の中で、小中学校人事課の職員がとあった。おそらく、被害に遭った教員に最初に面会に行く職員だと思うが、制度の知識だけでなく、被害者に対して、丁寧かつデリケートな対応が求められると思う。非常にデリケートな

対応になるが、そういった職員に対しての研修や育成について、マニュアルというのはないと思うが、私はファーストコンタクトが良くなかったからこそ当該教員がこのように新聞報道で批判しているのだと思う。ファーストコンタクトは大事だと思う。最初に当たる担当職員に対しての方法はどうするのか。

3 教育委員会又は教育局は様々な対応をしていると思うが、通知を出すとかマニュアル を作成して周知することだけで終わってはいけないと思う。その通知や周知がどれだけ 徹底しているかを確認することも重要だと思う。教職員一人一人に情報が行き届いてい るかどうかの確認はどのように行っていくのか。

# 小中学校人事課長

- 1 事故発生後、戸田市教育委員会が他の教職員に対してカウンセラーによる面談を行ったと聞いている。現在も戸田市の教育センターに常駐している臨床心理士や、学校に派遣しているスクールカウンセラーがいつでも教職員の相談に応じることができる体制を整えていると聞いている。また、県でも心に悩みを持つ教職員に対して、教職員メンタルヘルス相談を開設しており、専門医や臨床心理士によるカウンセリングを受けることができることを各学校に毎年周知している。
- 2 被害に遭われた方は、心理的に大きな負担を負っていることがあるので、担当者は、本人の立場に立って、「どんなことに困っているのか」、「どのようなことを必要としているのか」などについて、カウンセリングマインドを活用しながら丁寧に対応していくことが重要である。こうした対応ができるよう、例えば、教育局には心と身体の保健指導に係る専門の保健師がいるので、そういった方と相談などしながら対応していく。
- 3 作成して周知するだけでなく、各学校の教職員一人一人が、それをしっかりと理解していくことは非常に重要である。例えば、通知であれば、各学校に通知する際や通知した後に、市町村教育委員会の教育長や校長が集まる会議等で改めて取り上げ、周知を徹底していく。また、この件については非常に重要な案件であり、先ほど申したとおり、いつ起こるか分からないという危機意識を管理職とも共有しなければいけないので、学校の管理を目的とする学校訪問の際には、教職員への周知の状況を校長に直接確認していく。また、マニュアルについても、やはり教職員一人一人がしっかりと理解していくことが大切であり、実際の場面で適切に対応することが必要なため、マニュアルを踏まえた教職員の研修を実施するよう指導している。マニュアルの作成や改訂は、安全の確保という点では、大変重要であることを踏まえ、各学校における教職員の防犯に関する研修の実施状況について、確認していく。

### 新井委員

今回被害に遭われた当該教員は、命を懸けて生徒を守ったと称賛されていながら、教育委員会への不満をあらわにしている。先ほどの答弁の中で、聞かれなかったから答えなかったという答弁があったが、教育委員会は当該教員に対して、サポートが足りなかっただけではなく、何より敬意が足りなかったのではないかと私は思っている。当該教員は取材の中で「法律上、民事に介入できないとしても、せめて交渉の道筋を示してほしかった」と不満を述べながら、「大学生の教員志望者が減っていると言われているが、職場の安全が守れないのに先生になりたい人が増えるだろうか」と問い掛けている。これから教員を目指す若い人たちが、この事件の経緯や教育委員会の対応を知ったらどう思うのか、よく考えてほしい。事件に巻き込まれたり、けがを負ったりするリスクをできるだけ軽減し、もし被害者となってしまった場合には行政機関がしっかりとサポートしてくれる、守ってくれるという安心感が必要だと思う。現場の教職員だけではなく、教職を目指す若い人た

ちへのメッセージにもなると思う。最後に、現場の教職員を守っていくという心構えを埼 玉県教育のトップである教育長に伺う。

## 教育長

初めに、今回の事件において、生徒を守り、その結果、大きなけがを負うことになって しまった教員に、改めて心からお見舞いを申し上げたい。しばらく治療が続くのではない かと思うが、一日も早い快復をお祈り申し上げる。また、今回、当該教員がけがを負いな がらも、命がけで子供たちを守っていただいたことについて、私は心から敬意を表したい。 古くから「教育は人なり」と言われている。私は、教育長として、子供たちの安全安心を 守るということは当然のことながら、その子供たちを日々献身的に指導している教職員の 安全安心を確保することも、私に課せられた重要な使命であると認識している。このよう な不幸な事件が二度と発生しないよう、県全体で危機管理意識を高め、より適切な安全管 理体制を構築し、児童生徒や教職員の安全安心を守っていきたい。また、万が一、このよ うな事件が起きてしまった場合、初動から被害に遭われた教職員に対して、敬意を持って、 寄り添って丁寧に対応し、本人にとって必要な支援が速やかにできるようにしなければな らないと思う。そのためには、教育局、市町村教育委員会、そして学校がワンチームとな って、その意識をもって日頃からの危機を想定した準備も必要だと思う。私は、教育長就 任後、直ちに関係課に対し、今回の事件の課題について整理し、対応策を検討するよう命 じた。その内容は、先ほど、担当課長が答弁したとおりである。今後は、こうした取組を 確実に行うことはもとより、教育局を挙げて児童生徒や教職員を守るため、適切な支援を 行っていく。さらに、こうした取組によって、教職を目指す方々にとっても、今後、安心 して埼玉県の教員を目指していただくようにしていきたい。引き続き、誠心誠意、取り組 んでいく。